

第6回福島県市町村と県の連携に関する審議会 議事録

日 時	平成19年6月1日(金) 10時30分～11時50分
場 所	県庁本庁舎 2階 第1特別委員会室
出席委員	岩崎由美子(福島大学人文社会学群行政政策学類准教授) 垣見隆禎(福島大学人文社会学群行政政策学類准教授) 菅野典雄(飯舘村長) 佐藤和子(ふくしまNPOネットワークセンター副理事長兼常務理事) 須田光江(福島県商工会議所連合会理事) 高橋雅行(福島民報社編集局長) 三保恵一(二本松市長) 柳沼幸男(福島民友新聞社編集局長) 山浦栄子(元会津高田町・会津本郷町・新鶴村合併協議会委員)
内 容	議事 自主的な市町村の合併の推進に関する構想における構想対象市町村の追加等について 報告・意見交換 「市町村と県の連携に関する報告書」(平成18年3月)を踏まえた県の取組みについて
配付資料	資料1-1 「自主的な市町村の合併の推進に関する構想」(合併構想)における構想対象市町村への位置付けについて 資料1-2 「自主的な市町村の合併の推進に関する構想」新旧対照表 資料2 審議会提言(市町村と県の連携に関する報告書:平成18年3月)を踏まえた県の取組み その他 福島県内の合併の状況(平成19年1月1日現在) 自主的な市町村の合併の推進に関する構想(変更案)

発言内容

1 開 会

司会(市町村領域市町村行政グループ主幹)

おはようございます。定刻となりましたので、ただいまから第6回福島県市町村と県の連携に関する審議会を開催いたします。なお、本日の会議は軽装での開催とさせていただきます。県におきましては省エネルギーによる地球温暖化の防止に寄与することを目的といたしまして、原則軽装に取り組んでおりますので、なにとぞ御理解くださるようお願いいたします。始めに委員の御紹介をさせていただきます。

福島大学行政社会学部准教授 岩崎由美子委員でございます。

福島大学行政社会学部准教授 垣見隆禎委員でございます。

福島県町村会より飯館村長 菅野典雄委員でございます。

ふくしま NPO ネットワークセンター副理事長兼常務理事 佐藤和子委員でございます。

福島県商工会議所連合会理事、福島商工会議所副会頭 須田光江委員でございます。

福島民報社編集局長 高橋雅行委員でございます。

福島県市長会より二本松市長 三保恵一委員でございます。

福島民友新聞社編集局長 柳沼幸男委員でございます。

元会津高田町・会津本郷町・新鶴村合併協議会委員 山浦栄子委員でございます。

続きまして定足数の確認に入ります。本日の会議の出席委員は9名でございます。福島県市町村と県の連携に関する審議会規則第5条第3項に定める、委員の半数以上の出席があることを御報告いたします。

続きまして、穴沢正行福島県総務部長より御挨拶を申し上げます。

2 総務部長あいさつ

総務部長

おはようございます。この4月より総務部長を務めております穴沢でございます。どうぞよろしくお願いを申し上げます。

本日は、先ほど司会のほうからも申し上げましたが、クールビズということでございます。今日はいささか寒いんですが、役人は寒くても暑くても規則どおりに今日から軽装ということでございますので、お許しをいただきたいと思っております。

この審議会は、平成17年7月に作ったものでございますが、国は合併を政策として強力に推進してきた。その流れの中で、こうした審議会を作って、合併に関する県の考え方を明確にするとともに、県と市町村、合併後も強力な連携体制をどう保つかということについて御審議いただくために作った審議会でございます。その後、何度か会議を開かせていただいておりますが、今回は、改選期ということでございまして、皆様には快く委員をお引き受けいただきまして、まことにありがとうございました。

御案内のとおり、平成の大合併、予想以上に進んできたというのが私の印象でございます。本県でも90あった市町村の数が、今現在、60ということでございまして、12の組み合わせで合併が進められてまいりました。この間の福島県の合併に対するスタンス、といいますか基本方針というのが、県民の皆様、色々な方面から、分かりにくいのではないかとずっと言われてまいりました。それは、本県の場合はあくまでも自治の精神に則りまして、あくまでも合併するかしないかは、地域の人たちに考えてもらい、市町村が中心となって決めて貰うんだと。県はその結果を受けて、合併するにしてもしないにしても、応援していきますよと。そういう考え方で進んできたものですから、どうも県の考え方がどこにあるのかということ、色々な場面で言われてきましたが、私たちの考え方自体は決して間違っただけではないなかつたというふうに、私はこの立場になって

も思うわけであります。この考え方の基本は今後も踏まえていきたいと思っております。ただ、全国状況、御案内のとおり、進んでいる県は、市町村の数が3分の1、4分の1になってしまったというようなところもありまして、そういう意味では、今の市町村の数が多すぎるのか、ちょうどいいのか、あるいは少ないのか、色々意見は分かるところだとは思いますが、合併という問題はこれからも引き続き、地域の皆様の中で議論されていく課題だろうというように思っているわけであります。

そういうことで、本日は、新たな案件といたしまして、福島市と飯野町の組合せの合併構想が出てまいりまして、その件につきまして、皆様からの、審議会の役割を踏まえた御意見をいただきたいと思っております。

それから、県と市町村の連携関係、これは今後ますます重要になってまいります。その点につきましてもいろいろ御議論いただいてまいりましたが、私どもで今考えているようなことも、色々御説明させていただきながら、御意見をいただいてまいりたいと考えております。そのようなことで、色々重要な審議をお願いしておりますので、どうぞよろしくお願い申し上げたいと思っております。

3 会長選出

司会

次に、会長の選出に入りたいと思っております。審議会規則第4条の規定によりまして、会長は委員の互選により定めることとされております。この件につきまして、どなたか御意見等ございますでしょうか。

菅野委員

事務局案でもありましたら、貴重な時間ですから。

司会

ただいま事務局案という御意見がございましたが、事務局いかがでしょうか。

市町村領域市町村行政グループ参事

はい。事務局といたしましては、福島大学の垣見先生にお願いしたいと思っております。

司会

事務局から、垣見委員という案が示されました。他に御意見はございますか。

(異議なしの声)

ありがとうございます。それでは異議なしということですので、会長には垣見委員が選出されました。

垣見会長

ただいま、皆様の御推薦によりまして会長の職に就くことになりました。

不慣れではございますが、委員の皆様方の御協力をいただきながら、円滑な議事進行に努めてまいりたいと思いますので、よろしくをお願いします。

4 議 事

(1) 議事録署名人の指名

垣見会長

まず、議事録を作成いたしますので、その議事録署名人の指名をさせていただきたいと思っております。署名人は、機械的に五十音順の名簿に従って、岩崎由美子委員、それから菅野典雄委員をお願いしたいと思っておりますがいかがでしょうか。

(異議なしの声)

(2) 審議会の運営について

垣見会長

それでは議事に入りますが、その前に審議会の運営につきまして2点ほど確認させていただきたいと思っております。

1点目は「審議会の公開」ということです。県の附属機関、この審議会も附属機関ということになりますが、県の「附属機関等の会議の公開に関する指針」というものがございまして、これに基づきまして公開とさせていただきたいと思っております。よろしいでしょうか。

(はい、の声)

それから2点目ですけれども、「議事録の公開」です。この議事録についても、審議会の透明性を確保するため県のホームページに掲載するなどの形で公開とさせていただきたいと思っておりますがいかがでしょうか。

(はい、の声)

それでは、以上の点を確認させていただきましたので、そのように進めさせていただきます。

(3) 自主的な市町村の合併の推進に関する構想における構想対象市町村の

追加等について

垣見会長

それでは、議事に入ります。本審議会へ諮問されましたのは「自主的な市町村の合併の推進に関する構想における構想対象市町村の追加等について」ということです。

この点につきまして、まず事務局から説明をお願いいたします。

市町村領域市町村行政グループ参事

それでは説明をさせていただきます。まず、構想関係に入ります前に、お手元に福島県の地図が載っている資料があると思います。これが、今回の平成の合併に伴って、本県で合併が取り組まれてきた状況でございます。16年11月1日から、12の組合せで、今年1月1日の本宮市の誕生まで、このような形で合併が進んできております。それで11番目の南会津町までの合併が、俗にいう合併旧法、合併特例法による合併でございます。本宮市からは合併新法による合併ということになっております。

続きまして、資料の1-1と番号の振られているものを御覧いただきたいと思っております。合併構想に関する県の考え方について御説明をいたします。今回のこの審議会の位置付けなどについてもこちらで御説明をしたいと思います。二重の枠の囲みで書いておりますが、本県の合併構想に関します構想対象市町村、それからその組合せについての考え方、下線が引いてありますが、「関係市町村の全部から要請があった地域について、県の合併構想の対象市町村の組合せに位置付ける」ということございまして、先ほど部長の挨拶にもありましたように、先週5月25日に、福島市長、飯野町長から合併構想に位置付けて欲しいという要望が県に出されております。この資料の1のところですが、「この合併構想に位置付けるためには」というところで、合併新法の第60条に、「審議会その他合議制の機関の意見を聴かなければならない。」というようになっておりまして、これは法に定められておりますので、福島県としましてはこの審議会、「福島県市町村と県の連携に関する審議会」を、この合併新法第60条による合議制の機関というふう位置付けておりますので、皆様方の意見を踏まえて、位置付けることになるということでございます。

(この資料の)2のところには、位置付けられることによるメリット、国の財政支援措置が受けられるということで、特別交付税の措置や合併推進債の活用などということで、構想に位置付けられないと逆にこの財政支援措置も受けられないという状況に現在の法制度上なっております。

合併構想に関する説明は以上とさせていただきます。資料の1-2を御覧いただきたいと思っております。今回の合併構想の改正の内容について、新旧対照表で整理したものでございます。右側に「旧」と書いてありますが、これは平成18年3月31日に福島県で作成した合併構想でございます。左側の「新」というのは、改正案というふうにお読み取りいただきたいと思っておりますが、今回、こういう形で改正をしたいという内容となっております。

改正内容につきましてはアンダーラインを引いてありますが、主な改正ポイントを御説明いたしますと、大きな一つ目ですが、福島市と飯野町の合併について位置付ける、この構想の中に盛り込むということ。二つ目が、平成18年3月に構想を策定しましてから1年2か月経過しておりますので、その後の、18年3月以降の新しい動きなどを、併せて今回合併構想の中に記載しております。表現を改めたり、追加したりしてあります。事務的な話になりますが、三つ目としましては、旧合併構想では別添資料というこ

とで、別冊の資料がありましたが、本文の中で全て分かるように、見やすくするためにということで、本文の中に取り込んだということを、今回の改正の内容にしております。

それでは具体的に、主なところを御説明していきたいと思います。1ページからですが、旧の合併構想には、12年4月1日の地方分権一括法までの記載しかございませんでしたが、昨年12月に地方分権改革推進法が成立しまして、この4月1日から施行されておりますので、それらの記載を追加しております。「地方分権改革の推進に向けた具体の検討が進められており、新たな展開を迎えている。」というような記載をさせていただいております。

次に「権限の状況と課題」というところにつきましては、右側の旧構想のところでは、18年1月1日の事務権限移譲の数を上げておりますが、19年4月1日現在の数に改めております。さらに、従来の方式に加えて、県が取り組んでおりますオーダーメイド方式の表記も追加させていただきました。

おめくりいただきまして、2ページになりますが、「行財運営の状況と課題」というところでは、具体的な中身を改めさせていただくとともに、表1、表2を本文の中に付け加えております。2ページの2行目のところですが、「人材の養成・確保、指定管理者制度や民間委託など、効率的な民間委託の手法の導入などに早急に取り組むことが求められている。」ということで、平成22年度4月1日を目標とした集中改革プランを、各市町村に作成をお願いしており、1団体を除いてすべて公表いただいているところです。その集中改革プランには、定員管理、あるいは給与の適正化などの、それぞれの市町村の取組状況について記載いただいております。それで、表1のところ、議員数、それから職員数を書いてございまして、集中改革プランの中では、定員管理、職員の定員管理をしっかりやりなさいよ、というようなことになっておりまして、県内の市町村の平均で言いますと、17年から22年の5か年にかけて8.5%を削減するという目標になっております。全国市町村の平均でいいますと7.9%ですので、本県は全国よりも0.6ポイント高くなっているということ、より削減を進めるという計画になっております。

同じように給与の適正化も求められておりまして、給与は一般的に「ラスパイレス指数」で比較をすることになりますが、国を100とした場合の本県市町村の現在のラスパイレス指数は96.5ということで、全国地方公共団体の平均が98.8ですので、本県はさらにそれよりも2.3ポイント、ラスパイレス指数は低くなっているという状況で、行財政改革が進んでいる、給与の適正化や定員管理の状況が進んでいるというようになっています。

次に3ページを御覧いただきたいと思いますが、「少子高齢化の進行」というところにつきましても、旧構想では、17年国調の速報値を用いしましたが、確定値がでましたことから、それらに合わせて表現を改めております。表3としまして、人口の推移、それから高齢化率などをこの構想の中に盛り込みました。

次に4ページでございますが、「日常生活圏の拡大・広域化」というところござい

す。中程に、今年2月に「福島県後期高齢者医療広域連合」というのが設立されましたので、広域行政の一つということでこれらの表記を付け加えております。

4ページの4というところで、「財政状況の悪化」というところ、旧構想では16年度末の長期債務残高が740兆円程度でございましたので700兆円で丸めておりましたが、18年度末の長期債務残高は767兆円程度ということになっておりますので、1年2か月の間に60兆円も増えたということではなくて、前回740を700に丸めていたものを、767兆円程度ということで760ということで丸めさせていただいております。その下のところの標記も、三位一体改革、あるいは郵政民営化というのが、旧構想の表現でございましたが、今、第2期改革が進められようとしておりますので、これらの表現に改めております。

次の5ページのところですが、市町村の「財政運営の状況と課題」というところで、旧構想では「別添資料のとおり」となっていたところを、表4としまして、財政力指数、経常収支比率、起債制限比率等につきまして、この本文の中に取り込んでおります。それらを取り込んだことによりまして、それぞれの表の説明をこの中でさせていただきました。それで1行目のところ、「表4のとおり」ということで、11年と17年を比較しますと、「財政力指数については大きな変化がないものの、起債制限比率は悪化傾向にある。経常収支比率も大幅に上昇して、財政構造の硬直化が進んできている。」というようなことです。それから、18年4月から起債につきまして許可制から協議制に移行しておりますので、その辺の表記も改めさせていただいております。

次に6ページに移りまして、「住民活動の高まり」というところでは、これも「別添資料のとおり」ということで、NPOの認証数について別冊になっておりましたところを、表5ということで本文の中に取り込みました。18年3月の段階では、認証数の累計が313でございましたが、18年度末では、約1年経過後ですが、412ということで100ほど増えているということになります。

次に7ページにつきまして、第2というところで、「自主的な市町村の合併の推進に関する基本的な事項」ということですが、基本的には、ここの本文については変更がございません。部長の挨拶にもありましたように、(1)に「市町村合併に関する県の考え方」ということで、従来整理をしているもののままでございます。

8ページも変更がございません。

9ページ、最後のページになりますが、ここで今回審議会に諮問をしております、福島市・飯野町についての合併の組合せを表として追加させていただいております。旧構想では、合併新法に伴う合併ということで、本宮・白沢だけの組合せでございましたが、その下に、福島・飯野について同じような形での表記をしております。

以上が、新旧対照表をもとにした説明になりますが、お手元にA4版で縦長の「合併構想案」というのがあると思いますが、これが、今、御説明をいたしました改正案をお認めいただいた後に、こんな形での構想に変わるということで、現段階では案ということで資料として配付させていただいております。以上でございます。

垣見会長

どうもありがとうございました。それではただいま事務局のほうから説明があったわけですが、これにつきまして、皆様からの御意見、あるいは御質問等ありましたらお伺いいたします。

高橋委員

一つ、事務的なことを。この構想は新たな合併の枠組みが出てきた時点で、その度毎に、という仕組みになるのでしょうか。

市町村領域市町村行政グループ参事

そのとおりです。県に合併団体から要望がなされた都度、審議会を開催させていただきまして、諮問をさせていただきたいと考えております。

高橋委員

そうすると福島・飯野の後、この後どういう動きになるかなんでしょうけど、この後しばらく無ければこれはこのまま生きると、このデータなども今の時点のデータの構想ですと残るということになるんですね。

市町村領域市町村行政グループ参事

今のところそのように考えております。

垣見会長

他にございませんか。いかがでしょうか。

山浦委員

現在、県内で90市町村が60市町村に再編されて、今おっしゃったように、合併協議会が設置されているか、あるいは検討に入っているというような状況が他にあるのでしょうか。

市町村領域市町村行政グループ参事

地図に書いてございますように、法定協議会が設置されておりますのは、福島・飯野だけでございまして、現時点で合併について話し合いがなされているところは、この法定協議会が設置されているところだけでございます。

山浦委員

そうなりますと、市町村が抱えている課題を総合的に解決するための手段の一つとして合併があるわけで、主体的な選択として、自主的に合併をしようとしている市町村が

あるというところを、県の構想対象市町村に位置付けるということに対しては異論ございません。

ただ、合併をしようとする市や町が、将来にわたってどのように運営されていくのか、将来的な方向、あるいはビジョン、その基本方針について積極的に情報を開示して、住民に対して説明責任と理解が十分に得られているか等が検討するところだと思います。

市町村領域市町村行政グループ参事

委員がおっしゃられたように、我々としても、それぞれの市町村に対して、いろいろな情報を提供しながら、市町村が住民の方々に説明できるようにということで、今後も引き続き対応してまいりたいと考えております。

垣見会長

山浦委員、今のようなことでよろしいでしょうか。他にいかがでしょうか。

三保委員

県の構想の改正について説明をいただきました。基本的にはそういう方向でいいんじゃないかと思います。

また、県の合併に対する取組みについても、私は、合併については、まさに地方自治の根幹であるとなんかふうを考えております。地域の将来は地域住民自ら決定する。そういう中で地域の総意を結集して判断をされるということは極めて大事なことでありますので、そういう中で、福島市と飯野町の合併が検討されて今日まで至っているということ。このことを尊重しながら、この合併が成功して、地域の住民の皆さんの幸せ、また新市の中で繁栄が図られるように是非推進していただきたい。

また、同時に合併した新市町についても、自立できるように、市町村最優先ということで、尊い理念を持たれているわけでありますので、引き続きそれらを実践の中で推進をしていただきたい。そういうことをお願いいたします。

垣見会長

事務局のほうから、今の御発言について何かありませんか。

市町村領域市町村行政グループ参事

委員がおっしゃられたように、我々もこれから、合併した市町村が活性化されるような取組みや、あるいは合併に向けて検討するところがでてくれば、そういったところに対しても積極的に、自主的・主体的に検討できるような情報などを提供していきたいと思っております。

垣見会長

他の委員の皆様はいかがでしょう。

菅野委員

今、合併推進に関する構想の中に、福島市と飯野町さんから要請がでてきたので、これに加えるということと、一部わかりやすくしたということですから、それぞれ話し合われてきたことですから、「質問ありませんか」ということだと、質問はないわけですが、まあ賛成ということにさせていただきたいと思います。

ただ、基本的なところがどうなのかというところですが、今、穴沢部長さんから基本的な考え方も聞かせていただきましたので、その上で、この構想に加えようというのは賛成です。このように私のほうでは判断しております。

須田委員

意見という訳でもないのですが、90あった市町村が60になった、そのうち30減ったわけですね。その度に県の方々と市町村と連携しながら多分少なくされたと思うんですね。それは新法の前段階でしたね。今度新しく新法に飯野さんからなったということで、色々御検討なされたうえでこういう報告書になったと思いますので、色々それは不足のともあるかと思いますが、私は十分検討されていると思いますので、これによるいいんじゃないかと思いますが、なお、市町村合併したところがより良くなるように御検討願えればいいのではないかと思います。

市町村領域市町村行政グループ参事

委員がおっしゃられたように進めていきたいと思います。

柳沼委員

私も勉強不足だったのですが、構想に盛り込んで認められればということなんですけど。これは要望なのですが、これまでの福島と飯野の協議計画とか今後のスケジュールの見通しとかを資料として添付していただければ、なお、「これは了承できます」と、「こういう経過を踏んできたから了承できます」と（言えると思います）。無責任に「はい、いいですよ」というわけにいかない場合も出てくる可能性があるんで、是非とも今後、このような形で随時やっていくという場合には、是非とも協議計画とか今後のスケジュール等を資料添付いただければありがたいです。これは要望です。

市町村領域市町村行政グループ参事

それにつきましては、そのようにさせていただきたいと思います。

資料の準備はございませんでしたが、今回の福島・飯野の合併の協議につきましては、御承知のように、1市2町の3つの団体での合併協議が進められてきたわけですが、

昨年の12月に川俣町がそこから離脱をして、今年1月に改めて「福島市・飯野町」という合併の組合せで協議が進みまして、去る5月25日に4回目の協議をして、合併の確認がなされた。その前に5月の10日と11日にそれぞれ福島市、飯野町におきまして、住民懇談会を開催されて、それぞれ市民あるいは町民に対しての説明をした上で住民からの合意をいただいて、合併の確認をしたというスケジュールになっていました。今後につきましては、そのようなことが分かる資料を添付したいと思います。

垣見会長

よろしいでしょうか。

菅野委員

我々は、新聞記事を読んでもわかりますが、それはあくまでも新聞記事のことです。多くの住民の中での相思相愛の合併かどうかというところの資料も出していただいたほうが、我々は判断しやすいのではないかと思いますので、今後の課題にしてください。

垣見会長

それでは、ただいま皆様から様々な御意見をいただきましたけれども、この構想対象市町村に福島市及び飯野町を追加すること自体については、御異論はなかったと考えますがいかがでしょうか。

(異議なしの声)

また、構想の変更についても、先程御説明いただきまして、概ね御理解いただいているというふうに考えますので、当審議会としては県からの諮問に対して、異議はございませんとの旨、答申したいと思います。いかがでしょうか。

(異議なしの声)

それでは、具体的な答申の案文の詳細については、私に一任させていただきたいと思いますが、この点はいかがでしょうか。

(異議なしの声)

では、そのような内容で答申をしたいと思います。

5 報告及び意見交換

垣見会長

続いて、報告及び意見交換に入りたいと思います。

平成18年3月に当審議会がまとめました「市町村と県の連携に関する報告書」を踏まえた、県のこれまでの具体的な取組みについて、事務局の方から説明いただきたいと思います。

市町村領域市町村行政グループ参事

資料の2を御覧いただきたいと思います。今、会長からありましたように、18年3月に本審議会から「市町村と県の連携に関する報告書」というのを県にいただきました。17年度5回に渡りまして、御議論いただいた結果を県にいただきましたが、それを踏まえまして、資料2の左側にありますように「市町村行政支援プラン」というものを県が策定しておりますが、これを18年3月31日に全面改正をしております。この具体的な支援策に基づきまして、18年度中あるいは19年度の予定ということで、右側の取組み状況を整理しておりますので、それに基づきまして御説明を申し上げます。

1ページの(1)「市町村と県の連携体制の確立」というところでは、各振興局に地域連携室を設置する。さらに本庁にもそれを支援するためにプロジェクトチームを置く、というのが行政支援プランの内容でして、具体的な取組みとしましては、右側のところ、18年度に連携室を設置・運営をいたしました。

(2)の「地域担当の配置」というところで、それぞれ書いておりますが、市町村の訪問回数述べ数、7地域連携室の合計といたしまして、444回、60市町村を訪問したということになっていまして、1市町村あたり7.4回ということになります。約2か月、あるいは1.5か月に1回程度というような訪問回数になります。印の2のところを書いてありますが、それらの訪問を踏まえてそれぞれの地域連携室で、どのような会議を持ったかというところで、7地域連携室合計で155回、検討会議あるいは打合せ会議を持っております。この中で、話し合われたこと、あるいはテーマとして引き続き検討していくというふうに決めた事が(3)の表のところを書いてありまして、それぞれの振興局毎に検討した課題あるいはプロジェクトのタイトルを入れてあります。これらは、地域連携室が独自に選定をした課題・プロジェクトもございますし、それぞれの市町村から持ち込まれた、提示された課題を連携室として検討していくと整理したものもございます。それぞれ、振興局・連携室の取組みということであります。

次に2ページを御覧いただきまして、19年度の予定としましては、引き続き地域連携室の運営にあたっていきたい。2年目に当たりますので、18年度の反省などを踏まえて、より積極的に活動を推進していきたいということでもあります。18年度の課題としては、点線の枠囲みの中に書いてありますが、一応我々としては、3点ほどあるのかなというところで、これらの課題について更に適切に対応していこうということを用意しております。

次に3ページを御覧いただきたいと思います。(2)としまして「自治制度改革の研究・提言」ということで、地域密着型地方自治制度研究会議というものを設置して地方自治法や個別法で画一的に定められている色々な制度について、検討・研究あるいは改正提言などをしていこうということで、行政支援プランに書かれてありまして、それらを踏まえて18年度に設置をいたしまして、6市6町村の市町村の職員の方にも入っていただきまして、7月、10月、1月と3回ほど研究会議を開催いたしました。その中でテーマとしては、「行政委員会制度」あるいは「国・県の過剰関与」あるいは外部

の方に来ていただいて講演会として、共通認識に立つための勉強会のようなものもさせていただいたところであります。19年度におきまして、今のところ目標としては5回程度開催し、テーマとして想定しているのは、このようなことを予定しております。

次に、中ほどの(3)オーダーメイド権限移譲でございますが、これにつきましては、18年度、右側の図に書いてありますように、検討対象権限数として4970事務を検討させていただきまして、その中で引き続き県が担うべきものが50%の2497件。そうではなくて、権限が移譲できるものが2473件。これも約50%ですが、これにつきまして、各市町村に意見照会、希望照会をさせていただいたところ、22の市町村から199の事務について移譲を受けたいというような要望ができております。具体的には、未熟児や低体重児の育児指導とか有害鳥獣の捕獲・駆除許可あるいは火葬場の設置許可等が数多く出されたものでございましたが、それらを19年度の予定として、前半にそれぞれ市町村との具体的な協議に入っていきます。今年10月から、あるいは20年の4月に向けて実際に権限移譲の実施に進んでいきたいというのが、担当グループの予定でございます。

次に(4)ですが、「行財政改革に対する助言等」というところで、18年度は、先程構想のところでも集中改革プランの御紹介をさせていただきましたが、各市町村で集中改革プランを作るにあたってのアドバイスなどをさせていただきました。あるいは、市町村からの求めに応じて、個別の市町村の財政診断、4町村だけではございましたが、財政診断等もさせていただきました。19年度も引き続きそのような助言、財政診断等をしていきたいと考えております。

続いて4ページになりますが、(5)「自主財源確保への協力」ということで、18年度は、併任徴収制度、あるいは県が徴取引継ぎを受けて直接徴収するというような取組みをいたしたところであります。19年度も引き続き併任徴収、直接徴収をするとともに、4のその他のところに書いてありますけれども、市町村職員の徴収実務研修の制度をつかって、具体的な実務研修を実施していきたいと考えております。

次に(6)の「人的支援」のところですが、それぞれ人的支援ということで相互人事交流を18年度は13市町、それから実務研修の受入れを14市町村ということでやっております。19年度も、これは基本的には年度更新でいきますので、19年度の実績になっておりますが、相互人事交流は12市町村から12名、実務研修生は14市町村から14名とほぼ同じ数の人的支援、人的交流を行っているところであります。

次に5ページの(7)「政策法務支援」ということですが、地域課題を解決するために政策法務体制の強化をするために市町村への支援の充実を図るということで、具体的に18年度は、担当グループであります文書法務グループに政策法務担当を2名配置して体制の強化を図りました。さらに意見交換、あるいは意見交換のための会議などを開催しております。2としまして、「市町村における政策法務に係る支援」としましては、実際の市町村での政策法務の人的体制がどのようになっているのかという実態調査と、併せて今後どのようなことを希望されるかというようなアンケート形式での調査を実施

しております。19年度はそれらの結果を踏まえて、さらに積極的に取り組んでいきたいというところでございます。

次に(8)「広域的な取組みの調整」というところでは、先程も説明しましたが、後期高齢者の医療に関する広域連合が今年の2月に立ち上がっていますので、具体的には健康保健法では20年4月から県内一律に行われるというふうになっております。そのための準備が広域連合の方で進められております。そこに対して19年度は県職員3名を派遣して支援をしているところでございます。

(9)「市町村と県の業務連携」につきましては、18年度は、基本的な考え方や進め方を取りまとめた要綱のようなものを整理しまして、19年3月に取りまとめましたので、19年度はそれらを踏まえて積極的に業務連携などに取り組んでいきたいと考えております。

6ページにいきまして、上の表の「専門的な業務支援システムの構築」ということで、データベースを構築して、適時適切な市町村支援を図っていこうというところでありましたが、18年度は、データベースのシステムに先駆けて、専門的な、まさに今すぐにとすることがありまして、専門的な支援をどうするかということ課題として検討いたしました。

その結果、18年度の前半にはこのような形で、説明会を活用して色々な議論をさせていただき、後半では、それらを踏まえてどうするかというのを取りまとめたところがあります。19年度は、そういう体制を踏まえながらデータベースの構築をやっていこうということで考えております。

4の「具体的な取組み事例」につきましては、それぞれ色々に具体的に取組んでいる事例をここに書いておりますが、これについては、説明を省略させていただきたいと思っております。以上です。

垣見会長

ただいま事務局の方から御説明ありましたとおり、県の方でも、市町村と県の連携に関する報告書を踏まえまして様々な取組みを進めているところです。

委員の皆様から、只今の説明に対する質問、あるいは県の施策に対する御意見、あるいは要望等ございましたら、この際ですから御発言いただきたいと思っております。

菅野委員

3つほどお話をさせていただきますが、1つは地域連携室で、各地方振興局で去年からスタートしていただいたわけで、町村会の方でも前知事に要望を出していただきましたので、それも参考にさせていただいたのだろうと思います。そして職員の市町村の担当制までは、色々差がつかますから県はやらないであろうと思っていたのですが、そこまで突っ込んでやっていただいたようでありますから、まさに二歩三歩前進ということで、高く評価をしたいと思っております。我々も何度も足を運んでいただいて、こういうことでありま

すが、1つ考えられる心配、あるいは問題はですね、地域連携室に相談する問題が、国のことだったり、我々の内部のことであるならば、これはこれでいいんですが、相手が県のことということになりますと、どうもそれが回りまわって「なんだ。俺のところに内緒でそっちの方に問題持って行って」とこういう可能性が無きにしも非ず。あつたとはいいいませんが近い話になるということなんですね。ですから、その辺、もっと大きなスタンスでこれを考えていかないと、なかなか大変ではないかというのが一つでございます。

それから、地域密着型自治制度研究会議、さらに国と県が地域に密着したような行政をやっていくと、こういうことで全く趣旨は素晴らしいと思いますし、色々努力をされているなど、そんなふうに思っているんですが、どうもここで見てみますと、19年度の「市町村と県の役割分担の在り方について」と、こういう話がですね、なんとなく流れとして、分権時代だからそれぞれ役割をしっかりと分担してやるという考え方がこれが今の流れだと、こういうふうに頭の中はずうっといくわけですね。これはこれで全く正しいと思いますが、私はそろそろ役割分担もさることながら、県と市町村と一緒に仕事をやるという考え方に立たないと、ますます我々は「県はいらないのではないの」と、道州制やなんかの中でこの可能性が無きにしも非ずではないのかなと思っています。

例えば、我々現場でやっていますと、県の管轄の事業に対しては要望を出すしか話できないわけです。ところが県は色々なことがいっぱいありますからそれを全てやるなんてわけはいかない。だけでも我々はやはり地元の声などを聞けば、この位は何とかできないかなと思うんだけどなかなかできないという、まさに、住民も市町村も非常に不満の塊になっている。それをどうやって解決するかということで、私は幾つかの方法はあるだろうなという気がします。例えば、河川あたりをなんとかするという時には、道路でも何でもいいですけど、我々も厳しい財源ですけども、何とかしたいなと思えば、市町村の方も県の事業に対して、2割になるか3割になるか分かりませんが予算を取る。それに対して優先的に県も6割とか7割を出してやる。勿論我々が出せる範囲は金額的には全く小さな範囲でないと、何億なんていう話に首は突っ込めませんが、そういう小さいところをやっていくことによって、住民の、我々市町村や県に対する不満というものが少しずつ解消していくのではないかという気がしますから、ますます厳しい時代になったときに、ただ役割分担だけだという発想ではなくて、一緒に仕事をやるという発想をしていく必要があるのではないかという気がします。

例えばまた、もう1つは、談合、入札問題がありますから、時期としては悪いなと思っていますが、正直申し上げて、どんどん公共事業も少なくなってきましたから、特に小さい地方などは産業が疲弊してきています。それをどうするかといいますと、やっぱり小さい事業はそれぞれの市町村に任せると、こういう形にしていくといいんですが、全て県が管轄するということ県の基準で物事を決めていきますから、大手企業なりなんなりが、わざわざ1時間も1時間半もいわゆる通勤といいますか、時間を早く出発して遅くまで出るという、こういう働きで仕事をしている。地元なら何ら心配ない。ですから、

すぐというわけではありませんけれども、そういう、共に一緒にやるという、ただ抽象論をやるだけではなくて、実務的に県が市町村と協力をしあって、できない仕事をやる。あるいは地域を活性化するかということ、ソフト事業だけではなくて、そういう仕組みとして作っていかないと、これから大変ではないかなというふうに思うのが二つ目です。

それからもう三つ目はですね、人的支援ということで、相互人事交流あるいは実務研修。私の村も随分県のほうに勉強させていただいて、大変勉強になったし、また色々な繋がりもできたと思っていますところであります。ただ、多分今までの発想ですと、間違いなく県の職員の方が一般的には素晴らしい人材であり専門的な力も持っているというふうには思います。そういう中で、例えば「専門的職員の派遣」という言葉もありますし、「人事交流・実務研修生の受入れ」ということで、あくまでも県としては、言葉として誤解あるかもしれませんが、市町村の上の組織として引き受けます、やります、という考え方が、私はあるのではないかと思います。別にこれは悪いことではないのですが、そろそろその発想を変えて、県の職員の研修だということで、中間的な考え方の県職員の立場と、我々最前線で職員が住民と面と向かっているというところでは、かなり規則決まりで進められないというところもいっぱいあるはずですから、そういう経験を県職員がやっていくことによって、いずれそれが活かされていくということになるのではないかと思いますから、市町村を支援する人事交流ではなくて、自ら県職員をどういう風に作り上げていくかというところで考えた場合には、私は県でそれぞれ実費の中で、人件費を払った中で、市町村に若いうちに行って来いというような形を作っていくことがいいのではないのかと。まだまだ全国的には一つ二つくらいですけども、先鞭を切って、福島県がこれからの県の在り方、我々市町村との向き合い方ということでは、いいのではないのかと思っていますということでお話させていただきました。以上です。

垣見会長

事務局の方から今のことにつきまして、何かありますか。

市町村領域市町村行政グループ参事

私が答えるのが適切かどうかということとはちょっとありますが、事務局を持っていますので、この会議でお話がありましたから（お答えします）。

連携室に対しては、私どもの方でも一緒になってやっていますから、その様な気持ちを持たないで、大きな気持ちで、市町村課題については、真摯な気持ちで取り組むべきだと思いますし、仮に村長さんがおっしゃられたようなことがあったとすれば、大変好ましくないことですから、そういうことについてはなんらかの機会を捕まえてお話をしていきたいと思います。

また、地域密着型自治制度につきましては、項目的にそういう書きぶりになっておりましたが、委員がおっしゃられたことも踏まえまして、19年度は2か月終わりました

が、まだ一度もこの会議を開いておりませんから、開くにあたってそのようなことも踏まえて研究をしていくということをお願いしていきたいと思います。

人事交流、人的支援のことにつきましては、確かに県から人件費を持って行って研修しているというのは、まだ難しいというか、やっているところは少ないというところで、本当にそこまでは踏み込んではいないようですが、今やっている相互人事交流も、おっしゃられたように、県が市町村に対して上の組織だという印象をお持ちになっているのかもしれませんが、現実的には、市町村に行って、住民密着で色々な仕事をしてることが非常に役に立った、ありがたかったという感想は、行った職員からも十分に聞いておりますので、引き続き、ある意味で現場研修ということになるんでしょうか、そういった研修という位置付けで積極的に進めていきたいというふうに考えております。

垣見会長

それでは、他の委員の方々いかがでしょうか。

山浦委員

菅野委員がおっしゃったことなんですが、連携体制の確立ということで、出先機関である各振興局の権限の強化ということがあったわけではありますが、早速、地域連携室を設置して地域の課題解決にあたっている、さらにバックアップするための体制として本庁に支援プロジェクトチームも設置したということで、迅速な対応に大変熱意を感じました。今後、地域連携室を、まだ設置したばかりということもあると思いますが、大いに周知して欲しいと思います。

それから、オーダーメイドの権限移譲で市町村に権限の選択というところで、199の案件があったということですが、有害鳥獣と、他にどんなことがあったでしょうか。

市町村領域市町村行政グループ参事

未熟児や低体重児の育児指導、有害鳥獣の捕獲、それから火葬場の設置許可等が件数として多かったところです。一つ二つというところがございます、大きく希望のあったところは、そんなところです。

岩崎委員

地域連携室についてなんですが、全国的にもあまりない、非常に意義深い取組みではないかなと思っております。実は、私、ある振興局のプロジェクトに関わっていて、今年も引き続きお手伝いすることになると思うんですが、それとの関係でちょっと質問したいのですが、1点目は、振興局毎に独自のプロジェクトを立ち上げておられるわけですが、もしあったら、結構なので、そういった取組みについてそれぞれの市町村の方たちはどういう評価をしているのか。具体的な声があったらお聞きしたいというのが1点です。

それからもう1点は、2ページ目に、地域連携室運営上の課題とありまして、1番として「組織横断的な課題」と項目があげられていて、「埋もれている組織横断的な地域課題を引き出すための取組みを強化する必要がある。」とあるのですが、これは具体的にどういうことを構想されているのか。とりあえずこの2点について教えていただければと思います。

市町村領域市町村行政グループ参事

まず1点目の取組みに対する市町村の評価ですが、それを今私どもの方で、集約は申し訳ありませんがしておりませんでした。

2点目の、課題として書いておりますが、されば具体的にどういうところということに対しても、どうすればこれが出てくるのかというのは模索中でありまして、訪問するときに色々情報交換をする中で見つけ出してくるしかないのかなと思っております。

岩崎委員

これは要望なんですけども、私も色々連携室の職員の皆さんとお話をする中で、非常に職員の方皆さん頑張っておられて、頭が下がる思いなんですけど、やっぱり初めての取組みということで、非常に模索されている段階だと思うんです。そういう中で、例えばですね、各振興局の取組み、それぞれ色々取組みがあるわけですが、これを単に振興局内部、その地域だけに留めることなく、例えばその地域で作った色々なプロジェクトとかノウハウを、各振興局で共有できるような情報交換の仕組みを作るであるとか、あるいは、振興局で取り組んでいる、例えば野生生物の被害対策とかグリーンツーリズムは、これは県北だけではなくて全県的に必要な事業でもあるし、課題でもあると思うので、振興局毎に吸い上げられたシーズであるとか、課題を全県的な事業として繋げていくには、そういうような仕組みといたしますか、そういった御検討をいただければ、まさに、全県的な取組みを広げられる可能性をもちうるんじゃないかなと思ってます。

それと、もう一つは、一方で各地域に色々な独自性・地域特性があるわけだから、振興局の、まさに小さな自治をきちんと保障するような方向性と言うんでしょうか、県全体の計画に決して引っ張られる必要はないんだと、むしろ振興局毎に地域特性に合った事業やプロジェクトに取り組めるんだという、そういう保障と言うんでしょうか、そういうことをみんなでも確認して、それを市町村の方たちにも御参加いただいて、こういうプロジェクトを進められていくのがいいんじゃないかなというふうに思っていますので、始まったばかりで非常に難しい取組みだと思うのですが、是非そのあたり御支援をお願いしたいと思っています。以上です。

市町村領域市町村行政グループ参事

2点目におっしゃられたことはまさにそのとおりで、今後そういう形で進めていきたいと思っています。1点目にお話のありました、それぞれの振興局の連携室の取組みを他の

振興局、連携室でも参考とするために、ということにつきましては、連携室長会議でありますとか、あるいはそれを取りまとめている主任主査、キャップがいますので、キャップの会議であるとかを年に何回か開いて、それぞれの連携室でどんな取組みをしているのか、あるいは進行管理も含めて打合せ会議などをやっておりますので、その中では、それぞれの情報の共有化というのがなされていると思っております。

垣見会長

他にいかがでしょうか。

高橋委員

たくさんあるんですけど、たくさんしゃべると時間がなくなるので、ちょっと絞ってですけど、この審議会で出た意見なりがどういうふうに反映されるのか、ちょっと興味関心はあってですね、まあそれは、反映されるようにと期待を持ってなんですけど。

一つには、この今日の資料全体を見て感じるのは、個別の事案の対応はそれなりにされているなという印象はあるんですけど、個別の課題について、もう少し先の将来展望なんかについては、県と市町村でどうしていこうという、そういうところまで持っているのかどうか。目の前にパッと出たものを対応していくという印象が強いなと思いました。私は個別の目の前のものも大事だと思うんですけど、もっと先を見越した展望を持ちながらやることこそが、一番大事な県と市町村の、正しく対等な立場での連携なんじゃないかと（思います）。

個別にいうと8ページのところですけど、医師の確保、これは大変難しいんだと思いますけど、県内の動きを見ていたら、現実には、自治体の動きはやっぱり鈍いなと。それはやっぱり、ダイナミックじゃないなという（感じがします）。これは医師もやっぱり生身の人間なので、機械的に来てくれとかということじゃないのかもしれないんですけど、例えば医師の募集、5番目に「ホームページ・インターネットで募集を行った。」というのは、とても寂しい1行に感じるわけですね。

今、各方部で、昨日も一昨日も、（医師が）いなくなって困ったという事案が出る。出た際にどう動いているんだろう。こんなに緊急を要するものないだろうなと（思う）。であればもう常に、県・市町村の担当者が四六時中、日本全国動きまわって、医師確保に動いているという位の体制がなければ、いつまでたっても「足りない足りない」で、また人が変わると、また「足りない足りない」という追いかけっこにしかならないかなと。医師の確保なんかについては、もっとこうダイナミックに動ける体制を作るということをこの審議会からも出して欲しいなと思うんです。ホームページにアップして医師を確保という、そんな状況ではないと思うんですね。それと、医師の確保には、もっとドロっとしたところがあって、人脈があったり、あるいは条件が合わないので行きたくないとか、そういう田舎には自分の子供の教育を考えたら行きたくないとかっていうドロっとしたところがかかなり大きな要因になって、でもそこは突っ込んでいかないとい

者はきてくれないと、これは大きな現実だと思います。そのためには生身の人間が、説明に交渉に動かなければならないということで、個別のテーマに、県と市町村が将来性を持った対応をできるような中身にしておいて欲しいなということと、特に医師の確保については、もっとダイナミックに動ける仕組み、環境作りを図って欲しいなと思います。

市町村領域市町村行政グループ参事

1点目におっしゃられた、その、ここで出た御意見につきましては、それぞれ担当しているセクションがございますので、确实にお繋ぎをしていくとともに、我々としてもこの審議会の事務局を持っておりますから、それがどういうふうに反映されていっているかというような確認行為もしていきたいと思っております。

また、将来展望がここには見えてこないということにつきましては、今、県で取り組んでいることがそういうふうに思われる部分が多いのかなと思いますが、この支援プラン自体が具体的な支援策というふうにしたものですから、今回資料として御説明したのは、まさに具体的な取組みのところでの御説明になっていまして、そこは御理解いただければと思います。

あと、医師の確保については、なかなか難しい大きな問題ではありますが、一つの例示として御意見が出ましたということは、間違いなく繋いでいきたいと思っております。

佐藤委員

ここでは、市町村と県の連携に関する報告書ということなので、仕方がないのかなと思ったんですけども、もともとやっぱり市町村と県だけではなくて、NPOとか市民とかとその役割分担をしながら、やっぱり行政のスリム化とかの目的は、住民との連携をきっちり行っていかないとなかなか前に進まないんじゃないかと思っておりますので、市町村と県だから行政の人達だけで連携すれば済む問題ではないと思うので、もうちょっと、色々と町を良くする団体とか、一方で、別な公共的なものに取組むNPOさんとかそういう市民をきっちり位置づけてやるべきですし、もっと行政に対して専門的なものを磨いていってというようなことを、もう少し追求していただきたいと思っております。

市町村領域市町村行政グループ参事

本審議会が、県と市町村の連携に関する審議をする審議会ということになっておりますので、こういう様な資料の出し方をさせていただいていますが、今、委員がおっしゃられた、その市民を含めてのということに関しましては、別な部分で、例えば分権宣言進化プログラム等については、NPOや市民等と一緒に取り組んでやっていきたいと思いますということ書かれておりますし、別なところでそういう議論は十分なされております。

三保委員

今、市町村と県との連携の中で、支援策、連携室設置されて新たな取組み方針を示されて実施されているということは、今までの県政の中ではなかった。そういう面では、県と市町村はイコールパートナーだということを、形の面で表して取り組んでいるということで評価しています。これがさらに効果が上がるように、今、色々な課題の説明があった訳ですが、是非それを実践していただきたいと思います。

それから具体的な取組み事例これらについては、市町村を預かる者として、いずれも共通の課題であるし、それはひいては県政の課題でもあるわけです。そういう面ではやっぱり目標を設定しながら是非取り組んでいただきたいなと。また同時に市に置いてもそういう目標を設定しながら取り組んでいきますので、よろしくお願いします。

医師の確保の発言についてもあったところですが、もっともっとやっぱり深刻な状況に置かれておりますので、そういうことを踏まえながらまさに県政全体の中で取り組んでいかなきゃいけない。医師、相手があることで、なかなか難しい課題ではあるわけですが、そういうことも含めて、これらの具体策についても実現できるようによろしくお願いします。また、市、地方自治を預かる者としても最大限の努力をさせていただきます。

垣見会長

まだ、様々あって言い足りないと思う方もいらっしゃるかもしれませんが、今回の審議会では、県の取組みに関しまして、報告あるいは意見交換ということですので、県の方では是非、ただいま出されました、意見・要望をですね、今後の施策に反映していただきたい。今日窓口になっておられます市町村領域ですけども、各担当、所管のグループに伝えていただきたいと思います。そのことによって県と市町村との連携をより一層強めていっていただきたいと思っております。

本日予定しておりました議題につきましては、以上でございます。

今後のこの審議会の持ち方についてですけれども、県から諮問された「自主的な市町村の合併の推進に関する構想における構想対象市町村の追加等について」、これは先ほど答申の内容を御了解いただきましたので、今回の審議はこれで終了ということとなります。次回以降についてですけれども、これも具体的に審議すべき案件が出てまいりました時に、今のところ分かりませんが、改めて委員の皆様と相談のうえ開催のほうをしていきたいと思っております。

その他、委員の皆様から御意見等ございますでしょうか。よろしいですか。

事務局からは何かございますか。

市町村領域市町村行政グループ参事

特にありません。

垣見会長

それではこれで、本日の議事を全て終了いたしまして、私の議長としての任を解かせていただきます。御協力ありがとうございました。

司会

垣見会長どうもありがとうございました。それでは穴沢総務部長より御礼の御挨拶を申し上げます。

6 総務部長からの御礼あいさつ

総務部長

それでは最後に御礼を一言申し上げたいと思います。熱心な御審議をいただき誠にありがとうございました。まず、福島と飯野町の合併につきましては、諮問に対し御承認をいただいたということで、県といたしましてもこれから積極的な、合併に向けての支援をしてみたいと考えております。

また、県と市町村の関係につきましても色々御意見いただきました。また厳しい御叱責もいただきました。中身につきましては、一々ごもつともなお話ばかりでして、私ども、これからの市町村との関係に大いに参考にさせていただきたいと思っております。

その中でも地域連携室の取組み、これは全国でも例のないような意欲的な取組みでありまして、確かに試行錯誤というか手探りで進んでいる部分もございますし、必ずしも市町村や住民の皆様からの御期待に添えてない部分もあるかと思いますが、県職員の意識改革という部分も並行して進めていかなければならない仕事でございますので、今、色々様々な取組みを進めております。したがって、本日いただきました御意見あるいは、これから現場で色々御意見いただきながら進めてまいりたいなと思っております。御期待いただきたいなと思うわけでありまして。

それから、県と市町村の関係に将来展望をもう少し長期的な視点で色々考えていってやらなければいけない。これは本当に厳しい御意見でございますが、まさしくごもつともなお話でございますが、それがあるかと言われると、なかなか私どもも自信はないわけですが、正直申し上げまして、今、目先のことをどうするかということが非常に喫緊の課題となっております。とりわけ財政問題が非常に厳しいということで、将来のことをゆっくり考えている暇がないというのが、ある意味正直なところでございますし、目下ここ2、3年どうして乗り切っていくのかというのが、県だけではなく特に小規模町村におきましては、極めて深刻な状態になっておるわけでございます。

連日、地方行財政をめぐる話題が、まあ参院選も近いということもございまして、色々話題になっております。ふるさと納税という構想も語られておりますが、私はどういうふうに着くかということとは別に、世間の注目が、この地方の窮状、今、地方が大変だという事に向けられているということは大いに歓迎すべき事だと考えておまして、これを一過性に終わらせることなく、国民の関心がやはり地方、自分たちのふるさ

とに向くというこの状況を継続させながら、なんとか自治体としての地力をつけて、市町村とまさしく県の連携の下にですね、この難局を乗り切っていきたいなと思っているわけであります。

これからも色々御意見をいただきながら、一生懸命やってまいりますので、どうぞよろしくお願い致します。本日は誠にありがとうございました。

7 閉 会

司会

以上をもちまして、第6回福島県市町村と県の連携に関する審議会を閉会いたします。どうもありがとうございました。